

令和4年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	令和4年8月4日（木）		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室2		
開会・閉会の時間	開会 令和4年8月4日 14時00分 閉会 令和4年8月4日 14時35分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎中川 光男	○	
	○小沼 綾子	○	
	加藤 雅子	○	
	葛西 直子	○	
	北林 公明	○	
	吉田 明美	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	湯浅 恵美子	○	
	廣中 篤	○	
会議録署名委員	中川 光男		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 甲田 修巳		
	国保年金課主幹 大塚 謙二		
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長 森 秀樹		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和4年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 令和4年8月4日（木）

午後2時～

場 所 すこやかセンター2階会議室2

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 会長の選出について

(2) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

4 その他

(1) 令和3年度富里市国民健康保険特別会計決算について

(2) その他

5 閉 会

次第3 議題

議題(1) 会長の選出について

(富里市国民健康保険条例施行規則第4条で「公益を代表する委員」のうちから選ぶ)

会長の選出

(委員から中川委員にお願いしたいという声あり異議は特になし)

会長は中川委員に決定。

会長職務代理の選出

(委員から小沼委員にお願いしたいという声あり異議は特になし)

職務代理は小沼委員に決定。

議題(2) 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

事務局 資料2により説明

・地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、富里市国民健康保険税条例の一部を改正するもの

・国民健康保険税の課税限度額を令和5年度から基礎課税額分を2万円引き上げ65万円に、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げ20万円に、介護納付金分は据え置き、限度額の合計を、99万円から102万円にするもの

・課税限度額対象世帯数は、本年6月30日の賦課基準の状況で試算すると、基礎課税額分の対象者は13世帯減の133世帯となる

・改正による国民健康保険税の増加見込額は、本年6月30日の状況で、この限度額の引き上げの影響を試算すると、調定ベースでは約365万円の増額となる見込み

・施行期日は、令和5年4月1日で、きたる12月議会にて本件議案を提出する予定

委員 ・それほど所得が高くななくても課税限度額に達してしまうのではないか

・中間ぐらゐの所得の人の負担が増えるのではないか

事務局 ・令和4年度の算出方法では、給与所得で約1,155万円以上(※基礎課税額分では所得約899万円以上)の方が課税限度額に達しており、この方たちの負担が大きくなる改正である

・個人的には給与所得1,155万円なら中間というより高所得だと考える

(賛成全員により承認)

次第4 その他

(1) 令和3年度富里市国民健康保険特別会計決算状況について

事務局 ・歳入6,170,317,584円、歳出6,067,419,260円、差引の102,898,324円が令和4年度へ繰り越し

(国民健康保険税)

・現年課税分調定額1,231,119,500円、収入済額1,118,551,946円、徴収率90.86%

・令和2年度から、0.60ポイントの増

- ・滞納繰越分調定額 686,882,527 円、収入済額 138,384,667 円、徴収率は 20.15%
 - ・令和 2 年度から 1.68 ポイントの減
 - ・合計では 65.53%、令和 2 年度から 2.0 ポイントの増
 - ・決算額が減少している要因は調定額が減少しているため
- (他、主な歳入、歳出の決算額、令和 2 年度との比較等を資料 3 により説明)
- ・令和 3 年度の歳入、歳出の差引は 102,898,324 円、昨年度の 170,059,340 円から 67,161,016 円の減額となった

委員 ・コロナ前と比べて収支のバランスはどうか

事務局 ・国保税の歳入はコロナ前より減少している

- ・保険給付費は増加しているが、その分は県からの交付金も増えるのでカバーできている

(2)その他

事務局 ・次回会議の開催は、2 月か 3 月ごろを予定

- ・開催日が決まり次第、通知を出させていただきます

(14 時 35 分)

・・・・・・会議終了・・・・・・